

## 法律科目試験問題（民事訴訟法） 配点 50 点

次の【事例】を読んで、【設問 1】及び【設問 2】に答えなさい。

### 【事例】

X と Y はいずれも A の子であるが、甲土地の帰属をめぐって争いが生じた。甲土地の登記記録には、前主 B から Y に対する平成 30 年 10 月 5 日売買を原因とする所有権移転登記が存在する。

X は、Y に対し、X が甲土地の所有権を有することの確認を求める訴えを提起した。X は、所有権取得原因として、前主 B から自己が甲土地を買い受けたものであり、上記所有権移転登記は不実の登記であると主張した。Y は、甲土地を B が所有していたことは認めつつ、X が B から甲土地を買い受けたことはなく、A から資金援助を受けて甲土地を Y が B から買い受けたものであるから、X は甲土地の所有者ではないと争った。なお、A は訴訟の係属中に死亡したが、A の相続人は X と Y の 2 名のみであり、他に相続人はいない。

裁判所は、審理の結果、前主 B から甲土地を買い受けた買主は X でも Y でもなく、亡 A であった事実を認定できるという心証を抱いたが、X も Y も、甲土地の所有権を自己が B から単独取得した旨の主張に固執したため、当事者双方にその余の主張・立証はない旨を確認した上で、口頭弁論を終結した。

### 【設問 1】

Y の下線部分の主張は、X 主張の所有権取得原因との関係で、防御方法としてどのような意義を有するか、説明しなさい。（配点 20 点）

### 【設問 2】

裁判所が、上記の心証に沿って、甲土地につき X が持分 2 分の 1 の共有持分権を有することを確認し、その余の請求を棄却する旨の一部認容判決をすることは、当事者の主張しない事項について判決をすることになるか。また、当事者の主張しない事実を判決の基礎にすることになるか。この 2 点について論じなさい。（配点 30 点）